

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2023



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- August 2023 -

グローバル人材の確保—— 外国人が台湾に入境するための複数の方法に 関する検討

▶ はじめに

外国籍専門人材の招聘及び雇用法(中文:「外國專業人才延攬及僱用法」)の改定案が2021年10月末に施行され、外国籍専門人材の入出境手続きが簡素化されました。居留に関する規定も緩和されており、より複数の入出境方法が提供されています。

しかし、当時は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行していたため、緩和された居留規定を適用することができませんでした。

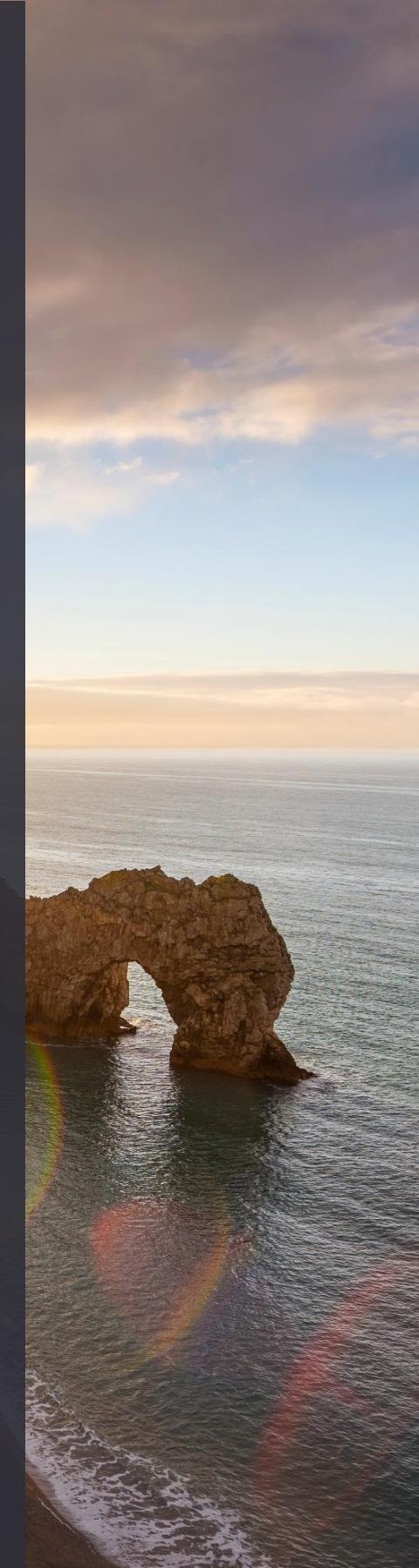
現在、感染の状況は徐々に安定しており、台湾入出境も開放されたため、関連規定及び手続きが実施され始めています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、ビザ及び居留に関する重要なポイントを説明し、実務上でよくみられる問題についても紹介します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 外国人(中国、香港、マカオ籍以外)のビザの切り替え及び外国人居留証の申請要件
- ▶ 外国専門人材の就職活動にかかるビザ申請
- ▶ 外国特定専門人材及び外国高度専門人材の直系親族の訪問ビザの申請

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

外国人(中国、香港、マカオ籍以外)のビザ切り替え及び外国人居留証の申請要件

従来、外国人が台湾に6ヶ月以上滞在する予定があるため外国人居留証を申請するには、台湾に入境する前に各国の台湾の在外公館にて居留ビザを申請し、台湾内政部移民署にて外国人居留証を申請する必要がありました。

現在は、外国籍専門人材の招聘及び雇用法第12条の規定に基づき当該手続きが簡素化されています。つまり、ビザ免除、又は停留ビザで入境した外国(特定)専門人材が、許可を得たか、又は許可免除によって台湾で専門業務に従事する場合、内政部移民署に外国人居留証を直接申請することができます。

したがって、台湾に入境する外国人は、複数の方法及び異なる状況に応じて柔軟な手配を行うことができます。以下、外国人のさまざまな入境方法について、ビザ切り替え及び居留証申請の基本要件をまとめました。

入境方法	規定	ビザの切り替え 及び外国人居留証の申請要件
ビザ免除 での入境	<ul style="list-style-type: none"> 停留期間には14日、30日、又は90日がある(外交部領事事務局の適用する国籍によって定められている) 停留期間は入境の翌日から起算され、遅くとも期間最終日までに出境しなければならない 期限が切れた場合、停留期間の延長、その他停留ビザ、又は居留ビザへの切り替えをすることができない ただし、右の条件を満たす場合、台湾での停留ビザの申請、又は居留証の申請が可能である ビザ免除試用期間(ビザ免除試用対象国の場合)で入境するホワイトカラーの専門人材の場合、上記の台湾国内での停留ビザの申請、又は外国人の居留証申請には適用されない 	<p><u>台湾内での停留ビザの申請をする場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 主管機関が発行した有効期間が6ヶ月未満の就労許可を取得したホワイトカラー専門人材;又は 入境前、又は入境後30日以内に労働部が発行した契約履行による就労許可を取得し、外交部領事事務局、又は弁事処から停留ビザの申請許可を受けた者 滞在期限の8営業日前までにビザ申請を提出する必要がある <p><u>ビザ免除から外国人居留証を直接申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 外国(特定)専門人材の就労許可を取得しており、かつ有効期限が6ヶ月以上ある者 外国籍専門人材の招聘及び雇用法第7条によって許可免除にて台湾にて専門業務に従事する者 滞在期限の15日前までに申請を提出する必要がある 外国(特定)専門人材の配偶者、未成年の子ども、心身の障害により自身で生活することが困難な成人に達した子どもも申請可能

外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

外国人(中国、香港、マカオ籍以外)のビザ切り替え及び外国人居留証の申請要件(続)

入境方法	ビザ切り替え及び外国人居留証の申請要件
停留ビザでの入境	<p><u>ビザから外国人居留証へ直接申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 停留ビザ保有者が、以下のいずれかの条件を満たした場合、内政部移民署に居留申請を行うことができ、許可が下りれば外国人居留証が発行される。 ▶ 停留ビザの滞在期間が60日以上で、ビザ発給機関による延長不可の注記やその他の制限がなく、かつ以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 1. 台湾に戸籍を有する国民の外国籍配偶者、又は居留あるいは永久居留の許可を受けた外国人の外国籍配偶者 2. 台湾に戸籍を有する国民の外国籍未成年の子ども、又は居留あるいは永久居留の許可を受けた外国人の外国籍未成年の子ども 3. 就労許可を取得し、台湾で就業サービス法(中文:「就業服務法」)第46条第1項第1号(専門的、又は技術的な業務)から第7号まで、又は第11号の業務に従事する者 4. 主管機関の許可、又は審査を受けた投資家、又は外国法人の投資代表者 5. 外国企業の台湾境内における責任者 ▶ 延長不可の注記があるが、停留ビザの滞在期限が180日の場合は申請が可能。ただし、ワーキングホリデービザ、及びビザに台湾での居留ビザ、又は居留証への申請不可と注記されている場合は申請することができない ▶ 外国(特定)専門人材の就労許可を取得しており、かつ有効期間が6ヶ月以上の場合、又は外国籍専門人材の招聘及び雇用法第7条に基づき台湾において専門業務に従事するための許可が免除されている者 ▶ 外国(特定)専門人材の配偶者、未成年の子ども、心身の障害により自身で生活することが困難な成人に達した子どもも申請可能 ▶ 外国籍配偶者は滞在期限の30日前までに申請を提出する必要があり、それ以外の場合は滞在期限の15日前までに申請を提出する必要がある
居留ビザでの入境	<p><u>外国人が就労目的の居留ビザを取得した後、外国人居留証を申請する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾境外にいる場合、在外公館で居留ビザを申請する必要がある ▶ 就労、投資、ビジネス、就職活動、観光等の理由にて延長不可の停留ビザで入境した場合、滞在期限の8営業日前までに外交部領事事務局、又は弁事処に居留ビザを申請することができ、台湾から出境する必要はない(ただし、特定国からの申請者には適用されない。当該特定国リストについては、外交部領事事務局のホームページを参照) ▶ 居留ビザで入国した場合、又は台湾境内で居留ビザへ切り替えた場合は、入境後15日以内、又は居留ビザの発給日から15日以内に、内政部移民署に外国人居留証を申請する必要がある

外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

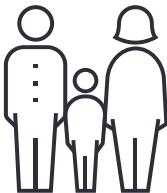
外国専門人材の就職活動ビザの申請



- ▶ 台湾では、グローバル人材を誘致することを目的として、外国籍専門人材の招聘及び雇用法第11条において、台湾で専門業務に従事する予定で長期間就職活動をする必要がある外国専門人材に対して、在外公館に6ヶ月の停留ビザを申請できるものとしています。停留期間は合計で6ヶ月までです。
- ▶ 外国専門人材の申請にあたっては、以下のいずれかの条件を満たす必要があります:
 1. 職務経歴がある場合、過去6ヶ月の平均月給又は報酬が新台幣47,971元以上ある者。
 2. 卒業後1年以内において職務経歴がない場合、教育部が発表した世界トップ500の大学を卒業した者。
 3. 外交部が中央目的事業主管機関と検討し認定した者。
- ▶ 前項の規定によって停留ビザを取得した者は、全ての停留期間の満了日から3年以内は、前項の規定による停留ビザの発給申請をすることはできません。

外国特定専門人材及び外国高度専門人材の直系親族の訪問停留ビザの申請

- ▶ 外国籍専門人材の招聘及び雇用法第18条によって、外国特定専門人材及び外国高度専門人材の直系親族は、外交部、又は在外公館にて、1年間で停留ビザを何度も申請できるよう緩和されました。
 - ✓ 当該外国特定専門人材及び外国高度専門人材は、内政部移民署による居留、又は永久居留の許可が必要。
 - ✓ 親族の訪問停留ビザの1回の滞在可能期間は6ヶ月とする。
 - ✓ 延長不可、又はその他の制限が注記されていない停留ビザである。
 - ✓ 期間満了後も台湾に滞在する必要がある場合、期間満了前に内政部移民署に延長申請を行うことができ、台湾から出境する必要はない。
 - ✓ 滞在期間の合計は最長で1年。
- ▶ 外国特定専門人材とは、特別専門人材の就労許可を取得した者、又は就業ゴールドカードを取得した者を言います。
- ▶ 帰化によって台湾籍を取得した外国専門人材の直系親族についても、1年間で親族訪問ビザを何度も申請することもできます。



外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討

事例

Q1: オーストラリア籍のJenny氏は、台湾のABC社で上級管理職に就く予定であり、同時にオーストラリア籍の配偶者と子どもも一緒に台湾に居留することになりました。現在、ABC社は主管機関に申請をし、Jenny氏を雇用するため、特定専門人材の就労許可を取得しており、Jenny氏ができるだけ早く就任することを期待しています。Jenny氏とその家族ができるだけ早く台湾に入境して外国人居留証を取得するためには、ABC社はどのような手配ができるでしょうか。

A1: Jenny氏とその配偶者及びその子どもは全員オーストラリア籍であり、また、Jenny氏は専門人材の就労許可を取得しているため、ビザ免除で台湾に入境することができます。つまり、在外公館で居留ビザを申請する必要はありません。入国後は、停留期限満了日の15日前までに申請書及び関連書類を提出し、外国人居留証を申請することができます。ただし、家族の外国人居留証を申請するためには、親族証明書(結婚証明書と出生証明書)について、事前に証明書発行国の在外公館で認証を受ける必要がありますのでご留意ください。

Q2: Jenny氏は、オーストラリア人の母親のために台湾での居留を申請したいと考えていますが、Q1と同じくビザ免除にて台湾に来てから外国人居留証を申請することはできるでしょうか。

A2: 扶養家族を理由として外国人居留証を申請できるのは、外国人配偶者、未成年の子ども、又は心身の障害により自身で生活することが困難な成人に達した子どもに限られています。したがって、Jenny氏の母親は外国人居留証を申請することはできません。ビザ免除にて台湾に入境した場合、Jenny氏の母親は台湾に90日間しか滞在できず、期限内に出境する必要があります。ただし、Jenny氏が外国人居留証を取得した後、母親は親族訪問の目的で在外公館にて停留ビザを申請することができます。台湾での合計停留期間は最長1年となります。

最後に



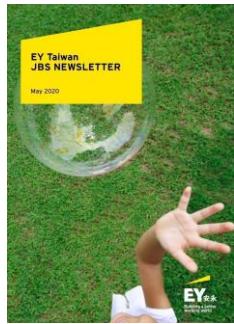
優秀なグローバル人材の採用にあたっては、中国大陆・香港・マカオ籍かそれ以外の外国籍に採用可能な入境方法及び必要となる関連証明書が、身分の種類、台湾入境の目的、居留理由によって異なるため留意する必要があります。したがって、最も効率的に申請手続きを完了するためには、事前に手続きや必要書類及び審査手続きを確認しておく必要があります。

関連する申請方法や解決すべき問題について、さらに詳しく知りたい場合は、お気軽に弊所専門チームにお問い合わせください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問

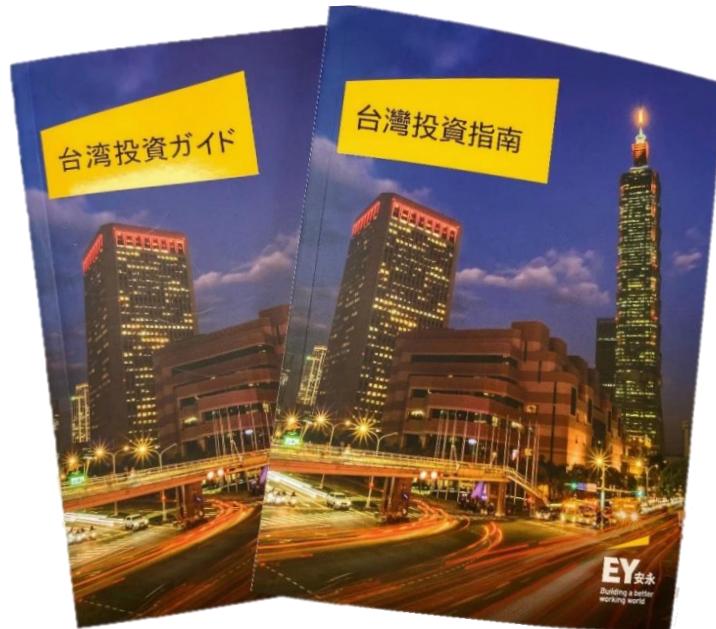
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、すでに台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監
02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理
02 2757 8888 65121
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 資深經理
02 2757 8888 67039
wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

01568-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

